1. 総合事業事業者の指定について

介護予防・日常生活支援総合事業において、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当のサービスを提供する場合には、 原則、各市町村から総合事業による指定事業者の指定を受ける必要がある。

平成27年3月31日までに介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けた事業所は、全ての市町村において総合事業の指定を受けたものとみなす経過措置が設けられていたが、平成30年4月以降は、みなし指定の事業者についても、各市町村に更新申請が必要となる。

2. 審査基準

【人員基準】 (1)介護職員

単位ごとに通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数で除して得た数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上配置すること。

(2)看護職員

通所介護相当サービスの単位ごとに、専らそのサービスの提供に当たる者 1 名以上配置すること。

※利用定員が10人以下の場合、看護職員及び介護職員の員数を、通所介護相当サービスの単位ごとにそのサービスを提供している時間帯に、看護職員または介護職員(専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数で除して得た数が1以上

(3) 生活相談員

生活相談員(専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上配置すること。生活相談員または介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

 $^{\circ}$

1人以上配置すること。

(5)管理者

原則専らその職務に従事する常勤の者1名を配置すること。

※当該通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該事業 所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職 務に従事することができるものとする。

【設備基準】

(1)食堂及び機能訓練室

それぞれ必要な広さを有すること。(支障がない場合は同一の場所とすることも可)合計した面積が、3 mに利用定員を乗じて得た面積以上であること。

(2)静養室

1カ所以上

(3)相談室

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(4)事務室

1カ所以上

【運営基準】

- ・各利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成する ための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護相当サービス計画を作成すること。
- ・運営規程の概要、職員の勤務体制などについて事前説明を行ない、予め利用者の同意を得た上でサービスを提供すること。
- ・介護職員の資質向上の為に研修の機会を確保していること。
- ・利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めること。

0

3. 更新指定申請及び審査の概要

		事業所の名称 (所在地) 事業主体	·利用定員 ·サ <i>一</i> ビス 提供時間	介護職員	看護職員	生活 相談員	機能訓練指導員	管理者	設備基準	運営基準
		デイサービスセン	·32 人	常時	常勤·兼務	常時	常勤·兼務	常勤·兼務	·食堂兼機能訓練室	サービスの運
	1	ター新さかい幸	·1単位目	5.2 人配置	(機能訓練	1.0 人配置	(看護職員)	(生活相談員)	97.8 m²	営規程、契約
		朋苑	(午前9時~	【基準 4.4 人】	指導員)	常勤·兼務	2人	1人	【基準 96 ㎡~】	書·重要事項
		(境港市誠道町	午後5時)	常勤·兼務	2人	(管理者)			·静養室 1室	説明書等に、
		2053 番地 1)		4人		1人			(ベッド3台)	計画作成、勤
				常勤·専従		(介護士)			・相談室 1室(個室)	務体制等の説
		(福)こうほうえん		2人		3人			·事務室 1室	明が記されて
				非常勤·専従						いる。
				4人						
1										
		デイサービスセン	·10 人	常時	常時	常時	非常勤·専従	常勤·兼務	·食堂兼機能訓練室	1に同じ
	2	ターとのえの家	・1単位目	2.8 人配置	介護職員	1人配置	2人	(生活相談員)	33.66 m²	
		(境港市外江町	(午前9時~	【基準1人】	2.8 人	常勤·兼務		1人	【基準 30 ㎡~】	
		1814-1)	午後5時)	常勤·兼務	【基準 定員 10	(管理者)			·静養室 1室	
				2人	人以下により看	1人			(ベッド3台)	
		(福)こうほうえん		常勤·専従	護職員または介	(介護士)			・相談室 1室(個室)	
				2人	護職員1人】	2人			·事務室 1室	

~1

	事業所の名称 (所在地) 事業主体	·利用定員 ·サ <i>一</i> ビス 提供時間	介護職員	看護職員	生活 相談員	機能訓練指導員	管理者	設備基準	運営基準
	デイサービスセン	·44 人	常時	常勤·専従	常時	常勤·専従	常勤·兼務	·食堂兼機能訓練室	1に同じ
3	ターさかい幸朋	・1単位目	8.3 人配置	1人	1.3 人配置	1人	(生活相談員)	169.36 m²	
	苑	(午前9時~	【基準 6.8 人】	非常勤·専従	常勤·兼務		1人	【基準 132 ㎡~】	
	(境港市誠道町	午後4時30分)	常勤·兼務	1人	(管理者)			・静養スペース	
	2083 番地)		4人		1人			(仕切り・ベッド8台)	
			常勤·専従		(介護士)			·相談室 1室(個室)	
	(福)こうほうえん		6人		4人			·事務室 1室	
			非常勤·専従						
			3人						
	デイサービス笑	·35 人	常時	非常勤·兼務	常時	非常勤·兼務	常勤·兼務	·食堂兼機能訓練室	1に同じ
4	和	・1単位目	7.1 人配置	(機能訓練	1.2 人配置	(看護職員)	(生活相談員)	126.28 m²	
	(米子市富益町	(午前9時~	【基準 5.0 人】	指導員)	常勤·兼務	4人	1人	【基準 105 ㎡~】	
	1621)	午後4時30分)	常勤·兼務	4人	(管理者)	非常勤·専従		·静養室 1室	
		営業:月~金	1人		1人	4人		(ベッド2台)	
	(株)笑和		非常勤·専従		(介護士)			·相談室 1室(個室)	
			9人		1人			·事務室 1室	
	デイサービス笑	·18 人	常時	非常勤·兼務	常時	非常勤·兼務	常勤·兼務	·食堂兼機能訓練室	1に同じ
5	家	·1単位目	3.1 人配置	(機能訓練	1.0 人配置	(看護職員)	(生活相談員)	74.36 m²	
	(米子市彦名町	(午前9時~	【基準 1.6 人】	指導員)	常勤·兼務	2人	1人	【基準 54 ㎡~】	
	4500-73)	午後4時30分)	常勤·兼務	2人	(管理者)			·静養室 1室	
		営業:月~金	1人		1人			(ベッド2台)	
	(株)笑和		非常勤·専従		(介護士)			·相談室 1室(個室)	
			3人		1人			·事務室 1室	

 ∞

	事業所の名称 (所在地) 事業主体	·利用定員 ·サ <i>一</i> ビス 提供時間	介護職員	看護職員	生活 相談員	機能訓練指導員	管理者	設備基準	運営基準
	キャンパスライフ	·25 人	常時	非常勤·専従	常時	常勤·専従	常勤·兼務	·食堂兼機能訓練室	1に同じ
6	エルル両三柳	·1単位目	3.1 人配置	4人	1.0 人配置	1人	(介護士)	78.04 m²	
	(米子市両三柳	(午前9時~	【基準 3.0 人】		常勤·専従		1人	【基準 75 ㎡~】	
	206-2)	午後5時)	常勤·専従		1人			·静養室 1室	
		営業:月~土	1人		常勤·兼務			(ベッド2台)	
	(株)エルフィス		常勤·兼務		(介護士)			·相談室 1室(個室)	
			2人		1人			·事務室 1室	
			非常勤·専従						
			2人						
			M = 1	M. H. V. =4	M = 1	M. H. V. =-	M. H. V. 76	In the state of the	4
_	_	·15 人	常時	常勤·兼務	常時	常勤·兼務	常勤·兼務	·機能訓練室	1に同じ
7	ケ浜	·1単位目	2.8 人配置	(機能訓練	1.0 人配置	(看護職員)	(事務長)	46.8 m ²	
	(米子市富益町	(午前9時~	【基準 1.0 人】		常勤·兼務	2人	1人	【基準 45 ㎡~】	
	1128)	午後4時30分)	常勤·専従	2人		非常勤·兼務		·静養室 1室	
		営業:月~土	2人	非常勤·兼務	2人			·相談室 1 室	
	米子医療生活		常勤·兼務	(機能訓練		2人		・事務室 1室	
	協同組合		2人	指導員)	(介護士)				
			非常勤·専従	2人	1人				
			2人						
			非常勤·兼務						
			1人						

	事業所の名称 (所在地) 事業主体	・利用定員 ・サ ービス 提供時間	介護職員	看護職員	生活 相談員	機能訓練指導員	管理者	設備基準	運営基準
	リハビリデイあし	·18 人	各単位 常	非常勤·兼務	常時	非常勤·兼務	常勤·兼務	·機能訓練室	1に同じ
8	すと彦名	·1単位目	時	(機能訓練	1.2 人配置	(看護職員)	(生活相談員)	91.69 m²	
	(米子市彦名町	(午前9時 10 分~	2.8 人配置	指導員)	常勤·兼務	2人	1人	【基準 54 ㎡~】	
	29-7)	午後 12 時 15 分)	【基準単位毎に	2人	(管理者)			·静養室	
		·2単位目	1.6 人】		1人			(仕切り・ベッド8台)	
	(株)クリエイティ	(午後1時20分~	常勤·専従		(介護士)			·相談室1室(個室)	
	ブサポート	午後4時 25 分)	3人		1人			·事務室 1室	
		営業:月~土	常勤·兼務						
			1人						
			非常勤·専従						
			2人						
	デイサービス孫	·35 人	常時	非常勤·専従	常時	常勤·専従	常勤·兼務	·食堂兼機能訓練室	1に同じ
9	の手	·1単位目	7.8 人配置	3人	1 人配置	1人	(生活相談員)	113.85 m²	
	(米子市両三柳	(午前8時45分~	【基準5.0 人】		常勤·兼務		1人	【基準 105 ㎡~】	
	825)	午後3時)	常勤·専従		(管理者)			·静養室 1室	
		営業:月~金	4人		1人			(ベッド1台)	
	ティーアンドディ		非常勤·専従					·相談室 1 室	
	一(有)		4人					·事務室 1室	

		事業所の名称 (所在地) 事業主体	·利用定員 ·サ <i>一</i> ビス 提供時間	介護職員	看護職員	生活 相談員	機能訓練指導員	管理者	設備基準	運営基準
		デイサービスセン	·35 人	常時	非常勤·専従	常時	常勤·専従	常勤·兼務	·食堂兼機能訓練室	1に同じ
1	0	ターおおしのづ	·1単位目	5.0 人配置	1人	1人配置	1人	(生活相談員)	128.6 m²	
		(米子市大篠津	(午前9時~	【基準5.0 人】	非常勤·兼務	常勤·専従	非常勤·専従	1人	【基準 105 ㎡~】	
		町 506-1)	午後4時30分)	常勤·専従	(機能訓練	1人	4人		·静養室 1室	
			営業:月~土	4人	指導員)	常勤·兼務	非常勤·兼務		(仕切り・ベッド4台)	
		(有)けあホーム		常勤·兼務	1人	(管理者)	(看護職員)		·相談室1室(個室)	
				1人	(介護職員)	1人	1人		·事務室 1室	
				非常勤·専従	1人	非常勤·兼務	(介護職員)			
				1人		(介護職員)	2人			
				非常勤·兼務		1人				
				3人						
		いずみの苑	·35 人	常時	常勤·兼務	常時	常勤·兼務	常勤·兼務	·食堂兼機能訓練室	1に同じ
1	1	(米子市淀江町	·1単位目	7.3 人配置	(機能訓練	1.0 人配置	(看護職員)	(施設長)	236.33 m²	
		1075 番地)	(午前8時 30 分	【基準5.0 人】	指導員)	常勤·専従	1人	1人	【基準 105 ㎡~】	
			~午後5時)	常勤·専従	1人	1人			·静養室 1室	
		(福)いずみの苑	営業:月~土	6人	非常勤·専従	常勤·兼務			(ベッド3台)	
				常勤·兼務	1人	(介護職員)			·相談室1室(個室)	
				1人		1人			·事務室 1室	
				非常勤·専従						
				4人						

	事業所の名称 (所在地) 事業主体	・利用定員 ・サ ービス 提供時間	介護職員	看護職員	生活 相談員	機能訓練指導員	管理者	設備基準	運営基準
	セントラル介護	·20 人	常時	非常勤·兼務	常時	非常勤·兼務	常勤·兼務	·食堂兼機能訓練室	1に同じ
12	予防センター	・1単位目	3.7 人配置	(機能訓練	1.4 人配置	(看護職員)	(生活相談員)	92.35 m²	
	(米子市西福原	(午前10時~	【基準2.0 人】	指導員)	常勤·専従	4人	1人	【基準 60 ㎡~】	
	8-16-66)	午前 11 時 30 分)	常勤·専従	4人	1人			·静養室 1室	
		·2単位目	1人		常勤·兼務			(ベッド1台)	
	(福)真誠会	(午後12時 30 分~	常勤·兼務		(管理者、			·相談室1室(個室)	
		午後2時)	4人		介護職員)			·事務室 1室	
		·3単位目			2人				
		(午後3時~							
		午後4時30分)							
		営業:月~土							
	富益しあわせデ	·30 人	常時	常勤·兼務	常時	常勤·専従	常勤·兼務	·食堂兼機能訓練室	1に同じ
13	イサービス	·1単位目	4.5 人配置	(機能訓練	1.1 人配置	1人	(生活相談員)	186 m²	
	(米子市富益町	(午前9時	【基準4.0 人】	指導員)	常勤·兼務	常勤·兼務	1人	【基準 90 ㎡~】	
	235-8)	~午後6時)	常勤·専従	2人	(管理者、	(看護職員)		·静養室 1室	
			2人	常勤·専従	介護職員)	2人		(ベッド3台)	
	(福)真誠会		常勤·兼務	1人	3人			·相談室1室(個室)	
			5人		非常勤·専従			·事務室 1室	
			非常勤·専従		1人				
			2人						
			非常勤·兼務						
			1人						